

戸籍法の見直しについての論点整理

第1 戸籍の謄抄本等の交付請求

1 戸籍公開の原則の見直し

戸籍制度は、国民の親族的身分関係を登録・公証するための制度であるが、戸籍公開の原則は、戸籍が公証を目的とすることから理論的に導かれる本質的な原則ではない。

個人に関する情報の保護の要請が強まっている情勢にかんがみると、原則として何人でも戸籍の謄抄本等の交付請求ができるという意味での「戸籍公開の原則」を見直し、交付請求ができる者を限定した上、それ以外の者については「正当事由」が認められる場合に限って交付請求ができるものとするのが相当であると考えられ、このようにしても「公証」の機能と矛盾するものではない。

2 交付請求ができる者

原則として、交付請求をするには正当事由を要するものとするが、本人その他一定の特別の立場にある者については正当事由を要しないものとする仕組みをとることとし、後者の範囲につき検討する。

(1) 戸籍に記載されている者の配偶者、直系尊属及び直系卑属

次の2つの考え方がある。

ア 戸籍に記載されている者の直系尊属及び直系卑属からの交付請求については、社会通念上正当であると認められることから、正当事由を要求するまでのことはない。戸籍に記載されている者の配偶者からの交付請求については、現在の戸籍については上記と同様に考えられるが、婚姻前の戸籍については正当事由が認められる場合に限定する。

イ 配偶者、直系尊属及び直系卑属であっても他人であるから、正当事由が認められる場合に限って交付請求ができるものとする。

※ イの意見の中には、同一戸籍であっても自己の個人事項以外については同様に考えるべきであるという意見がある。また、第4の2参照。

(2) 公務員及び別表法人の役職員

個人に関する情報を保護する観点から、公務員及び別表法人の役職員についても例外を認めるべきではなく、正当事由が認められる場合に限って交付請求ができるものとする。

※ 刑事訴訟法197条2項に基づく犯罪捜査のための戸籍の謄抄本等の交

付請求等、他の法律の規定に基づく交付請求は、戸籍法に基づく交付請求とは別の扱いとなる。

(3) 弁護士等の資格者

次の2つの考え方がある。

ア 上記(2)と同じ。

イ 交付請求に正当事由を要するとしても、請求をするに当たってこれを明示することを要しないものとする。

(4) 市町村長が相当と認める場合

例外として認めるべきでない(上記(2)と同じ)。

3 正当事由がある場合

次の考え方で整理する。

(1) 法令上の職務を遂行するために必要がある場合

a 市町村の戸籍担当者が、戸籍訂正をするために他の市町村から関連する戸籍謄本を取り寄せる必要がある場合

b 土地改良区が、土地買収事業の対象となる土地の所有名義人が死亡していることから、その相続人を特定する必要がある場合

(2) 法令上の提出義務がある場合

a 兄が、死亡した弟の財産を相続によって取得し、その相続税の確定申告の添付書類として死亡した弟の戸籍謄本を税務署に提出する場合

(3) 権利行使のために必要がある場合

ア 肯定例

a 債権者が死亡した債務者の相続人を特定する必要がある場合

b 利害関係人が戸籍訂正の申請をするために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合

c 貸金債権者が貸金の請求をするために債務者の変更後の氏を確認する必要がある場合

d 債権者が債務者の詐害行為を立証するため、債務者と財産の贈与を受けた者とが親族関係にあることを確認する必要がある場合

イ 否定例

a 過去の財産的法律行為時における相手方の法律要件の存否を確認する場合(例えば、未成年者かどうか。誰が法定代理人か。)

※ 財産的法律行為を行う際に確認すべきであり、権利行使のために必要かつ相当とは認められない。

(4) 社会生活上必要で、かつ、相手方から提示を受けることが困難である場合

ア 肯定例

- a 親族（配偶者，直系尊属及び直系卑属を除く。）の入院手続や介護老人ホーム入所手続の際に，病院や介護老人ホームから当該親族の戸籍の謄抄本等の提出を求められた場合
- b 民生委員や成年後見人であった者が死亡した高齢者の親族を探そうとする場合
- c 人権擁護委員が家庭内暴力の被害者である子どもの親族を探そうとする場合

イ 否定例

- a 財産的法律行為をするに当たり相手方の戸籍の記載事項を確認する場合
※ 法律要件の場合（例えば，未成年者かどうか。誰が法定代理人か。）であると，法律要件以外の場合（例えば，どういう家族構成か。）であることを問わず，相手方から提示を受けて確認すべきである。
- b 身分行為をするに当たり相手方の戸籍の記載事項を確認する場合
※ 法律要件の場合（例えば，婚姻要件）であると，法律要件以外の場合（例えば，子がいるかどうか。）であることを問わず，相手方から提示を受けて確認すべきである。
- c 携帯電話の家族割引サービス申込み等のために親族（配偶者，直系尊属及び直系卑属を除く。）の戸籍の謄抄本等を使用する場合
※ 当該親族から取得すべきである。

(5) 学術研究のために必要がある場合

戸籍は親族的身分関係を公証するものであるから，死因の確認を目的とする学術研究については，本来，戸籍の目的外の利用というべきであり，戸籍の公開制度ではなく，個人情報保護の法制の中に位置付けるのが相当である。

4 事由の具体的内容の明示

- (1) 法令上の職務を遂行するために必要がある場合には，当該職務の根拠規定，当該職務の概要及び当該職務を遂行するために必要となる具体的事由を明らかにすることとし，「〇〇法〇〇条に基づく土地買収事業を遂行するに当たり，対象となる土地の所有名義人が死亡していることから，その相続関係を特定する必要があるため。」のように記載するものとする。
- (2) 資格者については，依頼者名，受任事務の概要及び①依頼者に法律上の提出義務がある場合，②依頼者が権利行使のために必要がある場合，又は③依頼者が社会生活上必要で，かつ，相手方から提示を受けることが困難である場合に該当することを具体的に明らかにすることとし，「相続人〇〇から被相続人〇〇に関する

る遺産分割協議の依頼を受け、その相続人の範囲を特定する必要があるため。」のように記載するものとする。

※ 資格者は、依頼者との委任契約に基づき特定の事務を処理しているのがあるから、依頼者本人が交付請求できないのに、その範囲を超えて交付請求ができるとすることは不合理であり、資格者が交付請求できる範囲は依頼者のそれと同じであるはずである。

この点、家系図作成の依頼を受けた行政書士からされた依頼者の傍系血族の除籍謄本の交付請求が、戸籍法施行規則11条の2第2項にいう職務上必要とする場合に該当しないとされた先例がある（平成9年6月3日民二第970号回答）。

5 事由の真実性についての疎明

原則としては、事由の真実性の疎明を要しないものとする。ただし、事由に虚偽の疑いがある場合には市町村長が疎明資料の提示を求めることができるものとする。

※ 市町村長の事務負担等を考慮してこのようにするが、真実性は過料による制裁で担保するものとする。

6 交付すべき証明書

次の2つの考え方がある。

ア 戸籍の全部について交付すべきである。

イ 交付すべき証明書は個人単位でとらえるものとし、正当事由に対応した個人事項についての証明書を交付すべきである。

※ イの考え方により事務を行う場合には、明らかに個人事項で足りる場合を類型化して示すものとする。

7 交付請求書に記載された交付請求者の氏名、住所等の開示

次の2つの考え方がある。

ア 不正取得の有無を知る手がかりとなり、そのことによって不正取得を抑止する効果も期待できることから、開示すべきである。

イ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）14条2号において、交付請求者を識別することができる情報は、不開示情報であるとされており、戸籍の謄抄本等の交付請求者の氏名、住所等の開示を認める規定を戸籍法に設けることは、この考え方と合致せず（行政機関個人情報保護法16条によって個別に開示する余地はある。）、また、自己が交

付請求したことを知られてしまうことから正当な交付請求まで断念するという萎縮的効果も懸念されることから、開示すべきではない。

8 本人確認

(1) 窓口請求

交付請求者本人であると、代理人・使者であることを問わず、「窓口に来た者」が誰であるのかを確認するものとする。本人確認ができないときは、窓口に来た者に戸籍の謄抄本等を交付しないものとする。本人確認の方法としては、戸籍の謄抄本等の交付事務の取扱いの現状を考慮し、運転免許証、旅券等の本人であることを確認するに足りる「書類」の提示に限定せず、聴聞や面識等も含め、市町村長が適当と認める方法によるものとする。

※ 本人確認ができたときは、事後に不正が発覚した場合に責任を追及することができることになる。

(2) 郵送請求

交付請求者による交付請求であるかどうかを確認するものとし、本人確認ができないときは、戸籍の謄抄本等を郵送しないものとする。本人確認の方法としては、戸籍の謄抄本等の交付事務の取扱いの現状を考慮し、運転免許証、旅券等の本人であることを確認するに足りる「書類」又はその写しの同封に限定せず、市町村長が適当と認める方法によるものとする。

※ 本人確認の方法としては、戸籍の謄抄本等の送付先が戸籍の附票上の住所と一致している場合に本人確認されたものと扱うことも一方法であると考えられる。

交付請求者が官公署の場合の本人であることを確認するに足りる「書類」とは、部局長等の公印が押された交付請求書とし、公法人もこれに準ずるものとする。その他の法人の場合の本人であることを確認するに足りる「書類」とは、代表者印が押された交付請求書及び印鑑証明書を原則とする。また、これらの場合の戸籍の謄抄本等の送付先は、当該法人の事務所の所在地とする。

9 代理人・使者の「権限」確認

委任状等権限を証する書面等（社員証、補助者証を含む。）の提示を要するものとする。

※ 依頼者等本人を確認できる書類の写しの提示は、委任状等権限を証する書類等が真正に作成されたことの担保となる一資料であると考えられるので、市町村長が必要と認める場合に、「権限」の有無を判断するために求めるこ

とができるとするのが相当であると考えられる。

委任状等を偽造した場合には、私文書偽造（刑法159条）等の刑罰の制裁がある。

第2 除籍の謄抄本等の交付請求

戸籍の謄抄本等の交付請求と同様とする。

第3 届出の際の本人確認

1 本人の確認

重要な身分行為に係る届出（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁、認知）については、届出人本人による届出であるかどうかを確認することとする。本人確認の方法としては、平成15年3月18日民一第748号通達による運用状況を考慮し、運転免許証、旅券等の本人であることを確認するに足りる「書類」に限定せず、面識等を含め、市町村長が適当と認める方法によるものとする。

2 受理・不受理の取扱い

(1) 届出人全員について本人確認ができた場合には、届出を受理する。この場合には、届出人に届出がされたことを通知しないものとする。

(2) 届出人の全部又は一部について本人確認ができなかった場合には、本人確認ができなかった届出人に届出されたことを通知するものとする。

この場合における受理・不受理の取扱いについては、次の3つの考え方がある。
ア 届出を受理するものとする。

※ 届出を遅滞なく受理できるが、通知にはお知らせの効果しかない。

イ 届出の受理・不受理の処分を一定期間留保し、その期間内に届出人から「届出をしていない。」旨の申出があれば不受理とし、そうでなければ受理するものとする。

※ 虚偽の届出を防止できるが、大部分の届出については受理に時間がかかることとなる。現行の不受理申出は残す。

ウ 原則的には届出を受理するが、戸籍に記載されている者からあらかじめ本人確認の対象となる届出について不受理の申出がされている場合には、届出の受理・不受理の処分を一定期間留保し、その期間内に届出人から「届出をした。」旨の申出がない限り、不受理とするものとする。

※ 現行の不受理申出を吸収することとする。

第4 その他

1 過料

戸籍の謄抄本等の不正受領者に対する過料の金額を「10万円以下」に引き上げるものとする。

※ 戸籍法上、戸籍の謄抄本等の不正受領者に対する過料の金額は「5万円以下」とされている（同法121条の2）が、住民基本台帳法では、住民票の写しの不正受領者に対する過料の金額は「10万円以下」（同法50条）とされ、また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律でも、不正に個人情報の開示を受けた者に対する過料の金額は「10万円以下」とされている（同法57条）ことを考慮した扱いである。

2 必要事項のみを記載した記録事項証明書の活用

コンピュータ戸籍について、交付請求者が必要とする事項のみを記載した個人事項証明書又は一部事項証明書の利用を促進するため、官公署、民間企業等に対し、戸籍によって証明が必要な事項をあらかじめ明確にするよう求めるなどの働きかけをする。

3 本籍の記載を省略した記録事項証明書

個人の特定に問題があるので、どのような方法で個人を特定するのかについて将来的な課題とする。